

加筆修正版

情況出版編集部編『教育の可能性を読む』

2001(平成13)年5月 情況出版 51～66

膠着するフェミニズムと教育における社会責任

(原稿版)

広瀬裕子

- 1 左翼勢力の社会責任
- 2 フェミニズムと教育学の今まで
- 3 抑圧探しとフェミニズムの権力
- 4 状況の多層化
- 5 ジェンダー概念の限界とセクシュアリティへの注目
- 6 フェミニズムの社会責任
- 7 十代の望まない妊娠
- 8 社会政策としての性教育

1 左翼勢力の社会責任

ラディカルな社会批判勢力の社会責任が問われなければならない潮流が世界的規模で在る。自由主義的な教育実践の見直ししかり、福祉制度の見直ししかり、安定した家族を重視する傾向しかりである。一九八〇年代の新保守主義と呼ばれる時代がちょうどこれらの傾向をクローズアップした。だから、時にこの流れは、左派に対するバックラッシュの動きとオーバーラップして、その性格を特定するのが容易でない。

左翼自由主義的言説の代表でもあるフェミニズムは、しかしバックラッシュ期を通じても順当な浸透力を発揮し、単に社会的認知度を高めるだけでなく社会的な正当派としての位置づけを獲得してきた。それはアカデミズムの領域にあっても、行政の領域にあってもいえる。フェミニズムが配置される場所は、スポットライトの強弱はあるにしても、また本音建て前の駆け引きはあるにしても、今ではオフィシャルに正しさを代表する場所になっている。公的な場でフェミニズムを批判す

ることは難しい状況が既にある。

そういった意味でフェミニズムは、反論を許さない権力でもある。ヒステリックな社会批判の言説というレッテルをはられた三〇年前と、隔世の観がある。けれども、その安泰とした場所で、あたかも正しさを体現する役回りをあてがわれる一方で、フェミニズムはその社会的責任の自覚を迫られる代表格にもなっている。家族論に集約される諸問題は最も顕著な例で、フェミニズムが社会告発の言説であるという自己規定だけではすまない質とスケールを持つに至った。

フェミニズムが発見して告発したいいくつもの問題がまだ解決に向けて試行錯誤にある真っ最中に、既に自分を被抑圧者としてのみ位置づけて社会批判をしていてすまない事態が次第に明らかになっているわけである。かつては、最もラディカルに社会の抑圧構造を追究した言説勢力であったことと引き比べると、そして今でもそのラディカルな批判的視点がフェミニズムのレゾナートルであることを考えると、この周辺事情の変化には何とも皮肉な気がしないでもない。

2 フェミニズムと教育学の今まで

長らく教育においては、性による差別をなくす、男女平等を実現するというような観点からフェミニズムが提起した問題が論じられてきた。また特に一九七〇年代以降、男女の平等、業績主義を公式原理としながらも、学校教育の中では男女に異なった教育作用を帰結する学校文化が展開しているということ、すなわちジェンダーバイアスの存在が指摘されるようになると、学校教育の評価に関して単に学校の制度的な開放度や数量的観点からだけでなく、より丁寧な分析がなされるようにもなった。最近では日本でも、このジェンダーバイアスの作用を経験的、感覚的に指摘するだけでなく、学校文化のブラックボックスを分析して実証するタイプの仕事も増えてきている。¹

もしもフェミニズムが解こうとしている問題が教育における男女平等の実現であるのならば、またジェンダー再生産の組み替えや阻止であるのならば、これらの手法は有意義で効果的である。確かにフェミニズムは、男女の不平等を不正として告発し平等を志向した。また性別役割分業を批判し、社会を構成しているジェンダーの構造に女性に対する不当な搾取や抑圧を察知した。それらのつながりからすれば、平等の実現を学校評価の指標とし、またそこにおけるジェンダーの再生産のメカニズムを監視することは、フェミニズムの課題意識を継承する研究方法だと言えないわけではない。

だが、実はフェミニズムが平等の実現を目的としているのか、ジェンダー構造の組み替えを目的としているのかは、はっきりしないのだ。フェミニズムがいったい何を問題とし、具体的に何を解くべき問題だとするのかは、明確でなくなっているのだ。フェミニズムがさまざまな領域で市民権を得て、発言力を強めている現実が一方にあるだけに、これは実に不可解で厄介な現象である。

女性学の主張、すなわち、学問領域においてもフェミニズムの問題提起が考慮されなければならないということ、具体的には学問領域のジェンダーバイアスを認識して内容の再構築を図ろうとい

う主張は、今では奇異な主張ではなくなっている。しかもただ単に論者が性差別に対して問題意識を持っているか、男女平等に対する志向があるかというレベルの初歩的な関心のもたれ方に留まらず、社会現象は偶々にわたってジェンダーを関数にしているという認識、だから社会現象を分析するときのファクター、変数としてジェンダーが不可欠だという認識が、既に何らかの形で専門的な仕事に従事する者の間では常識になっている。ジェンダー変数を無視した社会科学の立論は、限定的な考察としては成立し得ても全体的な状況把握としては不可能になっている。

最近立て続けに教育とジェンダー、あるいは教育とフェミニズムをテーマにした特集が学会誌等で出された。たとえば、藤田英典他編『ジェンダーと教育 教育学年報 7』世織書房一九九九、日本女性学会学会誌『女性学 Vol.6 特集 教育の場からジェンダーを問う』一九九八、『教育社会学研究第 61 集 特集 教育におけるジェンダー』一九九七などがある。おしなべてタイトルにジェンダーが謳われるのは、すでに関心が単なる平等論に留まっていないことの表れである。教育学の領域においてもフェミニズム、女性学が市民権を得てきた結果だ。

ここにあげた三者では、『女性学 Vol.6 特集 教育の場からジェンダーを問う』は、女性学、フェミニズムをベースにする立場から教育を特集したもので、他の二者は教育学をベースにする立場からジェンダー、フェミニズムとの関係の特集したものである。後者二者にあつては、したがって必ずしも論者はフェミニストを自称する人たちだけではない。

フェミニズムの問題提起が実は明示できなくなっているという事態は一体どういうことであるのか。それを考える導入として、これら特集の中の一論稿に触れてみたいと思う。その論稿自体の分析が目的ではないので、ごく恣意的な注目の仕方になる非は承知の上である。『ジェンダーと教育 教育学年報 7』で、編集担当者の藤田は「ジェンダー問題の構造と〈女性解放プロジェクト〉の課題」と題する長大な論稿をものしている。おそらくフェミニストというアイデンティティを持つのではないであろう藤田自身が、「ジェンダー問題をどう考え、ジェンダー・ディスコースをどう理解するかに関する筆者の覚え書きといった性格のもの」(p.65)とするこの論稿は、しかし現在課題として指摘されている諸問題に、若干カタログ風にはあるが広範な目配りをしている。

藤田は、ジェンダー問題に関する重要な視点を、「ジェンダー問題の構造とフェミニズム運動」というセクションで五点にまとめている。このまとめは端的であると思われるので、小論が同様のまとめを重複して行う無駄を避けるためにも、少々長くなるが要約して引用してみる。

「第一にジェンダー問題は、日常生活のほとんど全ての領域に関わり、研究面でも実践面でも、その男性支配的なあり方を問い直し、修正・再編するという志向性をもっている。(略) こうした問題の全面性・志向性・日常性の故に、そしてまた、そこに潜在する錯綜した矛盾や対立の故に、理論と実践との関連やジェンダー／セクシャリティに関わるカルチャー(サブカルチャー)とアイデンティティの問題に対する考察と配慮が、研究面でも実践面でも重要な課題となる。

第二に、セクシャリティの次元(性を基礎にした関係性の次元)は、狭義のジェンダーの次元(役割・機会・資源の配分に関わる次元)と複雑に絡み合っているが、それ自体としても多様な

問題を包摂している。ポルノや買売春の問題、レイプや家庭内暴力の問題、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの問題、性規範のダブルスタンダードの問題などが、それである。いずれも、生物学的性差や狭義のジェンダーの次元と密接に絡み合っているが、女性の人権や性・生殖に関わる女性の自己決定の問題、アイデンティティ形成や嗜好形成の問題、性愛・恋愛等に関わる文化の問題として、ジェンダーの次元に還元できない固有の問題性をもっている。

第三に、セクシャリティの問題を含む広義のジェンダー問題は、階級・階層・職業、人種・民族、政治権力など、他の社会的不平等構造や差別・抑圧の構造と重なり合っているが、その重なり方と現れ方はそれらの社会的地位によって多様であるためにジェンダー問題に対する構えを分断する傾向があり、もう一方で、社会的により弱い立場にある個人や集団に矛盾や重荷が集中する傾向がある。

第四に、性暴力の問題は、ほとんどの場合、男性が加害者で女性が被害者であるという非対称性の故に、男性と女性とではその感じ方・捉え方に大きな違いがあり、しかも、その被害・責任・不幸を当の女性とその身内に集中する傾向がある。このように、特別の被害・責任・不幸を特定の社会集団（女性）に集中し、しかも、それを個人化するという社会のありようは、基本的人権の侵害であるだけでなく、自由・平等・福祉を指導理念として掲げる〈近代市民社会〉のいわば汚点であり、重大な矛盾である。（略）

第五に、学校は理想的には、子どもたちに、身分・家柄や階級・階層などの帰属的要因に関わりなく、対等で自由な存在として学習し成長する機会を提供する制度的空間であるが、その日常的展開は子ども自身が身体化し、あるいは、担わされている帰属的諸要因や生活環境の影響・重荷から自由ではありえない。（略） 学校は、そうしたさまざまな重荷やハンディを抱えた子どもを等しく受け入れ、学習と成長を援助し、生きる意欲と希望の拠り所となることが期待されている。と同時に、たとえ文化的再生産装置として機能していることは事実であるにしても、ジェンダー不平等をはじめとして社会のさまざまな不平等や差別・抑圧の構造を変えていく文化的拠点でもあることが期待されている。（略） それだからこそ、学校における〈ジェンダー・フリーな教育〉が重要なのである。」（p.18～20）

現在、フェミニズムにおいてはジェンダーというメジャーとなった概念に加えてセクシュアリティへの注目が看過できないできごととしてある。藤田もこの動きに注目している。また、フェミニズムの領域で考察される事象が、誰のどういう問題であるのかの特定は複雑で、必ずしも利害の構造が明確でなくなっていること、女性同士の利害の対立も例外的な事象ではなくなっていることも重要な観点である。藤田は、ジェンダー問題が対象とする事柄が日常生活全般に関わるため、またそれを修正、再編する志向性故にそこに「潜在する錯綜した矛盾や対立」が無視できないと指摘し、それらが重要な研究対象にされなければならないという。またジェンダーの問題が他の社会的不平等構造や差別・抑圧の構造と重なっているために多様な現れ方をし、「ジェンダー問題に対する構えを分断する傾向」があるとこの点に触れている。

実は藤田のこのまとめの座標の取り方そのものに、フェミニズムが持っていた自らを膠着させていく部類の特徴的な性格が読みとれるが、より明確にはこの五点を受けながら書き添えられている、現在の理論状況に関する次のようなコメントにそれは表れていると思われるので、そちらに注目してみたい。

「近年のジェンダー研究・フェミニズム論は、その隆盛の背後で、〈女性解放〉というフェミニズムの初発の関心から遠ざかる傾向があるように見受けられるだけに、また、ポスト・モダン・フェミニズム論の流行の背後で、露骨な差別や抑圧の問題が軽視される傾向が見受けられるだけに、さらには、諸々の価値転換・社会再編に関わる主張が、〈時代の趨勢〉〈世界的傾向〉といった趨勢論や新自由主義的な理念論によって正当化されると言うように、社会学的な批判精神という点で偏りがあるように見受けられるだけに、改めて（前出五点を… 広瀬）確認しておくことは重要なことであろう。」（p.20）

藤田の座標の取り方の特徴は、初発の原則、おそらくは一九七〇年代の問題提起を言うのであろうか、そこに判断の基準を置く方法だ。そしてそれは、ポストモダン・フェミニズムに対する名指しの苦言として表現されるように、明確な加害-被害の構図の提示、明確な批判対象の設定、明確な対策方針の提示を求める意図を背後に持つ。ジェンダー論に対するこの立論の座標には、フェミニズム自身が反省しなければならない問題があると私は思っている。ジェンダー問題に対する幅広い目配りにもかかわらず、そしてこのセクションに続いて展開されるおそらく藤田の主張の中心でもあるはずの、例えば家族の状況の今日的な諸問題に対する高感度の問題提起にも関わらず、この論稿全体の歯切れが悪いのは、藤田が、フェミニズムが持つこの性格をあたかも所与のものとして継承してしまっている点に一つ理由があるように思う。

ポストモダン理論に対する評価や新自由主義的な潮流に対する評価は、必ずしもフェミニズム状況のみを念頭に置いているものではないだろう。けれどもフェミニズムがはらむ問題にとって時代の趨勢なり価値転換といったテーマは、一般論的話題ではすまない質の根幹に響く事柄である。藤田が言う初発の関心を示すフェミニズムが誰を想定しているのかは不明であるけれど、そして、どういう論理の展開を評価に値するフェミニズムであるとするのかも不明であるけれど、フェミニズムを明確な加害-被害の構図を使う問題設定の言説だと想定しながらの藤田の苦言は、いま反省と批判の対象とされなければならない、フェミニズム自体の性格であることを指摘したいと思う。

3 抑圧探しとフェミニズムの権力

女の抑圧を一つの明確な物語で語るという方法に限界があるという認識は、フェミニズムの内部でも指摘されている。けれども、その限界がどのような限界として認識されてきているかといえ、

専ら二重、三重の被抑圧に対する鈍感という限界の認識方法である。レズビアンフェミニズムの主張や西洋中心主義、白人中心主義に対する批判や反省、あるいは民族差別との関連の中で認識すべきであるという主張などはその一環だ。それぞれの主張は正当な主張であるとして、批判されたフェミニズム内部でも共感を得た。これに共通するのは、より抑圧されているもの探しのパターンであるという点だ。

この抑圧探しのパターンがフェミニズム批判の一つの流れを形成するのは、この形の批判がフェミニズム自らの体質であるからに他ならない。被抑圧者の場所に自らをおいて社会の非を訴える方法は、その非に気が付かない社会に対して事態の緊急性を喚起する上では効果的である。リブが、言葉にならない怒りや苛立ちを取り乱しながらひたすら自分の被抑圧者の立場に立脚してメッセージの発信を続けたのは、そうしなければ存在すらかき消されてしまう危うさがあったからだ。そういう意味では被抑圧者として叫ぶ方法は真つ当な方法であった。けれど、フェミニズムが表立ってだれも反論することのできない「正義」の言説となった段階では、この方法はまた別の意味を持ってしまう。

一般的に言って、抑圧の糾弾は、自分を非権力という安全地帯に置くタクティクスである。しかし抑圧は良くないことで、差別は不当なことだということに誰も異議を唱えられない場では、非権力どころか、正当性を背景にした強力な権力の場に君臨することになる。被害者として名乗ることは、だから公式には誰も刃向かうことのできない正当な権力の場に自分を置くことにもなるのだ。この両義性が認識されないと、この手法は暴力的ですらある。正当性が共有されている言説が使うこの種の座標設定、レトリックを、私は被抑圧者の権力と呼ぶことにしている。

フェミニズムに関しては、このレトリックが被抑圧者の権力として機能する場面が生じてきている。もちろん今でもこのレトリックは抑圧者、加害者に対抗する時の有効な戦術として使えるし、そうでもしなければなかなか動かない不当な現実が引き続き在る。けれども、この戦術自身の権力性を認識しない正義の刀は、それが無邪気から発するものであっても、自分の正当性を検証することをしない、安易で傲慢な権力と成り下がってしまう。

学問領域を支配するのは男性言語であるとしてアカデミズムを批判し、また国家権力、行政権力は家父長制的性質を持ち女性を抑圧するものであるとして批判の対象とした経緯を持つフェミニズムにあっては、在野の運動は特殊にプラスの意味を持っていた。そういう事情があるために、この在野の運動の形態が、フェミニズムを定義づける大文字の権力の役割を暗黙に独占してきたと言ってもよい。

そこでは、被抑圧者の言語が仲間内と外部を峻別する合い言葉として使われた。内部に通用する言葉を共有することは、メンバーに場の安寧を供給するという癒しの効果もあった。しかし同時にそういう形の言語操作ができない人は、反フェミニストとして排除されたし、有無を言わさぬ糾弾の対象にもされた。この種の力学が在野の運動の場だけでなく、フェミニズム全体に過去形でなく存在する現実がまだある。自分の位置を権力の対局におくタクティクスをもって保全されるとする手法はしばしば見られるし、女の抑圧を言えば事態が説明できるとする説明手法も便利に使われる。

より抑圧されている状態に依拠してものを言うことがより正義であるという位置感覚も、当然のように読者や聞き手に期待される磁場が生きている。

4 状況の多層化

そのような一種独特な言説の磁場が生きている一方で、しかし、状況は多層化しているとみなければならない。この多層化はフェミニズムの外部からの雑音が作用した結果というよりは、個人的なことは政治的だというスローガンを掲げたリブ、フェミニズムのもともとの問題提起の方法が、運動と理論の時間的蓄積を経てもたらした順当な帰結である。

フェミニズムは女の抑圧を問題にし、解放を課題にしたという理解、それはそれでよい。問題は、何が抑圧であり、何が女の生きにくさの原因であるかが特定できなくなっていることなのだ。女性は被抑圧者として共通の経験を持ち、一致した利害で繋がっているはずだという前提が確かでなくなってきたことなのだ。女一般を解放することは可能なのかという疑問なのだ。

具体的にリストアップされた改善項目はもちろんある。女性だからといって選挙権も被選挙権もないよりは、確かにあった方がよいだろう。女性だからといって希望する職場に採用されないよりは、採用された方がよいことも分かる。同じ仕事をしていても女性だからといって低賃金におかれるよりは、男女同一の賃金が支払われるべきであるし、教育、研修にあつて女性を二の次扱いするのは言うまでもなく不当である。家事、育児の無償労働を専ら女性にあてがう正当な理由を探す方が難しいし、女性ばかりが日常的にレイプや暴力の危険にさらされるよりは、さらされない方がよい。

では、希望する職種について、男女同一賃金を得て、家事を分担し、投票日に投票に行っていれば女として抑圧のない人生が送れるのか。女というアイデンティティをもった人間として、充足した人生が送れるのだろうか。おそらく答えはイエスではないのだ。そう言えない人も、言って終わらない状況もあるからである。

発見されて提起された問題が解決しないまま、次々と新しい問題が登場している。分かりやすいのは男女平等論だろう。男女の不平等を告発して平等を訴え続けなければならない一方で、平等論自体の限界も認識しなければならなくなる状況である。男女の平等が問題解決のオールマイティーであると無邪気に信じていられなくなる段階で、しかしまだ現実のさまざまな場面で平等を訴えなければならない状況である。性別役割分業の否定はこの平等化の一つだし、男性に寛容で女性に厳格な性モラルのダブルスタンダードを批判して男性に対しても一夫一婦的な行動を要求するのもその一つだ。けれど、性別役割分業をしない暮らし方が女であることの諸問題を解決するかと言えば、事態はそれほど簡単ではないし、恋愛結婚の一夫一婦を男女ともが実施すれば女であることの諸問題が解決するかと言えば、やはりそれほど単純でもない。男女平等は性の不平等状態とそれに原因する不満を解決はするけれども、そしてこの不平等状態の解決は近代的な価値観の中で生きているわれわれにとって、不可欠なくらい重要なことであるのだけれども、女であるが故の生きにく

さを解決する切り札ではなかった。²

この平等論の限界の発見は、性の問題は必ずしも平等-不平等の問題ではなかったということの発見でもある。性の問題を解くために平等論にはできることとできないことがあるというあまりに当たり前のこと、男女平等が用意するのはあくまでも男女の間で不平等ではない状態に過ぎないということ、男女平等は男女ともに平等に生きにくいという状況の共有という事態ですらあり得るということの発見である。

5 ジェンダー概念の限界とセクシュアリティへの注目

セクシュアリティという概念がクローズアップされてくる流れがフェミニズムにとって重要なのは、それがフェミニズムの新たな姿勢の提示でもあるからだ。しかしそれはただ単に人々の情熱的でセクシュアルな感情を大事にしようといっていることでもなければ、恋愛の支援を図ろうという方向に路線変更をしたということでもない。セクシュアルな感情、身体感覚と切り離せない感情の重要性は、リブが当初から持っていたモチーフで、フェミニズムにとって別段新しいことではない。

今回のセクシュアリティ概念に対する注目は、ジェンダー概念の定着の後にやってきたということに特徴がある。ジェンダー概念では説明できない諸々の事態、従来のフェミニズムが想定していた是非や善悪の枠組みが通用しない事態に対する認知がベースにある。社会的な公正、不正に焦点を当てたジェンダー分析では把握できない人々の行動、人間関係を看過しきれなくなったということなのだ。つまりは多層化した状況にフェミニズムが取り組む姿勢を見せた表れとしてみなければならぬ。

今やメジャーな概念となったジェンダーは、社会に既存の性役割や性別によって仕組まれた文化の、不当性と可変性をアピールするためのアイテムであった。そのアピールはかなり成功している。ジェンダーシステムの中で女性が不当な処遇をされていることは強力に言説化されてきたし、その形態を変更しようというプロジェクトは、性別役割分業の見直しや男女共同参加型社会の提案という、日本の行政のプランにも入るに至っている。しかし問題は、もしもこのジェンダー論で社会現象が説明できるのならば、女という割の合わないジェンダーを割り当てられた人はことごとく不満に思い、怒らなければならないのに、そうはなっていないことである。

一方で抑圧されているとして女性というジェンダーを怒る人もいれば、それを淡々と、また嬉々として生きている人もいる。暴力をふるう夫に苦しむ妻もいれば、全く暴力的でない夫だっている。だから人によって性暴力は差し迫った問題になりにくいこともある。経済的に自立したいと思う妻もいれば夫の収入で扶養されていることに問題を感じない妻もいる。中には夫より高収入を得ている妻もいる。家事育児も半々に分担しているかもしれない。そういう人にとって、男女の平等というのは、取り組むべき実現課題としては新鮮ではないだろう。ポルノは女性に対する侮辱であると

思う人もいれば、そういう「正義」の言説の陰で、ポルノとジャンル分けされた媒体に欲情する女はいるし、それをマスターベーションファンタジーの不可欠な道具にしている女もいる。ただ、ポルノ批判の訴えはこの種のリアルな部分を封殺するのに十分なくらいピュアで正義だという宣伝がある。家父長制が支配する社会に於いては男とのセックスはすべからずレイプであるという、あたかもフェミニズムを代表するかに流布された物言いもある。それにも関わらず、男とのセックスに快感を得る女がいなくなったりしない。そのまた一方では配偶関係にある相手以外の人と性関係を持つのは男女ともに誠意を欠くことであるという「倫理」が語られ、“豊かな”セックスに媒介された美しい一夫一婦婚を称揚する流れもある。しかしどこかにあるはずの、男との“豊かな”セックス幻想、インターコース幻想に呪縛されて、その希求に執着するあまり自分の喜怒哀楽の可能性を萎縮させてしまっているかもしれないのである。

こうした個々の人の喜怒哀楽、具体的な行動、感情の領域は、通り一遍のジェンダー論では扱うことができない。例外ばかりになってしまう。かつて、例外は当事者の自覚が足りないからだ、あるいは重大な問題から目を背けた些末な問題にかまけていると説明してすませたこともある。しかし関係する人々の実際に置かれている状況の多様性は、何をその人の差し迫った問題とするかの多様性を当然予測させるものであり、ある人にとって問題であっても別の人には差し迫った問題だとは思われない場合は当たり前であり、別の人にはまた違った問題に苦悩しているという状況は当然ある。同一人物の中であっても問題に対する評価、感じ方は時間の経過に伴って変わることもある。問題を共有しないことを認識の浅さとするだけでは、状況の把握がリアルにできないのだ。

ある構図で切り取れない社会の部分へ注目したのは、フェミニズムに限らずポストモダン理論である。社会が切り取れないのは枠組みが不備だからではなく、全てを切り取れる枠組みはあり得ないのだということを確認するところから出発するのが、ポストモダンの理論の特徴である。しかしこのような社会認識は決して社会分析の断念でも放棄でもない。揺らぎのない分析を無邪気に前提する安易さと傲慢さに対する警告なのであり、そのうえでなおかつ、日々動く世界を認識する模索を宣言する決断なのでもある。³

すべてが充足される状況が幻想であるとすれば、オールマイティーとなるユートピアは設定できないという覚悟をしなければならぬ。また、人をさまざまな形でカテゴライズする概念自体がなくなることはあり得ないことも立論の出発点である。もしあり得たら人の特徴や存在を認識することそのものができなくなるし、そうなれば自分との関係を認識することもできないわけで、関係の概念が持てないから喜怒哀楽する事もできなくなる。と言うことは、人間が、少なくとも身体を使う有性生殖をやめない限り、子をはらむ人を特立して認識する概念はなくならないだろうし、だからいくら諸問題の源泉だとはいってもなんらかのかたちでジェンダー区分は残り続けるだろうという予感に目をつぶることもできない。

このポストモダンの決断は、フェミニズムが早晚直面せざるを得なかった課題である。

このようなポスト・モダン理論の問題意識の持ち方を、例えば、堀健志は次のように汲み取っている。

「ポスト構造主義フェミニズムは反セクシズム色にかけては既存のジェンダー研究以上のラディカルさをはらんだものであるし、その実態は巷で錯覚されているような現実から切り離された「理論」や「哲学」ではない。⁴

女をアイデンティティとする人が、そのアイデンティティ故に感じる生きにくさであってみれば、それらはどれも優劣の付けられないフェミニズムの課題といわなければならないはずのものである。ジェンダー論の枠組みで切り取れない事態を善悪で断じるのではなく認知することが、質量ともに避けられなくなる「成長」をフェミニズムがしたということでもあるだろう。「主要」な課題がそれ以外の課題を異端視する方法が、対外的インパクトにおいての有効性と同時に恣意性をも纏っていることの自覚を、もうフェミニズムは共有しなければならない。フェミニズムが置かれている状況は、こういうところまで来ている。

6 フェミニズムの社会責任

藤田論の主旨は、しかし従来のフェミニズムの復権擁護ではない。むしろそれに対する批判なのではないかと私は思っている。内部的には多層化する問題を抱えるフェミニズムは、対外的には多大な影響力とともに社会的な責任を負わなければならない場所にある。そしてこの責任は、従来のフェミニズムの立論のスタンスでは果たせないという指摘が実は藤田論の重要なモチーフの一つなのではないかと思っている。

例えば藤田は次のように現在の問題を捉えて言う。

「規範的権力（社会的責任論）から治癒的権力（自己責任論）へという移行が実際に起こっているとしたら（筆者はそう見ている）、そこで想定されている弱者・被害者は両者の間で大きく異なることに注意する必要がある。前者の場合、想定されている弱者、被害者は諸々の規範や干渉を抑圧的と感じる人びとやその抑圧的な規範や干渉の中で葛藤する人びとであるのに対して、後者の場合、そうした抑圧や干渉が弛緩し崩壊した地点での被害者が多いということである。」（p.30）

フェミニズムを主体的に生きる人ばかりでなく、フェミニズムの後を追う者、フェミニズムの主張に便乗する者、フェミニズムの提案に巻き込まれる者、そういう人たちをも射程に入れなければならないくらいフェミニズムは大きな影響力を持った。その影響がもたらす結果を引き受けながらの言説は、被抑圧者の言語だけでは構成することができないという、フェミニズムの立論に対する批判的な指摘がここにあるのだと思う。

一九六〇年代以後、フェミニズムは最もラディカルな告発運動としての役回りを演じた。あからさまな女性に対する差別不平等を告発するだけでなく、コンシャスネス・レイジングの手法で婚姻制度を批判し、家父長制的な家族関係を批判し、性別役割分業にリンクした形で維持再生産される資本制市場経済を批判した。旧態としたダブルスタンダードの性モラルを拒否して、自由な性行動を謳い、婚姻制度から距離を保つ人間関係を選択した。時には男性を排除するコミュニオンを試行することもあった。

これらは全て社会に対抗する意図的確信犯的な抗議実践であった。それがどのような結果に繋がろうとも当事者がある程度の覚悟をもって行っていた運動である。しかし、この運動の中で掲げられてきた理念、価値が次第に社会的に正当な評価を得てくると、この流れに関わる人々は主体的な批判意識を持った担い手ばかりではなくなってくる。社会的政治的理念をもつわけでなく、ただ自由な生き方のスタイルを小間切れに模倣する便乗型の行為者も、また世の中の動きに翻弄されるがごとく自由化の流れに巻き込まれる人々も増える。

その後の流れの中で、婚姻制度にこだわらない性行動、妊娠、出産、子育てなどは、必ずしも反社会的な抗議の表現というのではなく一種流行化してくる。制度はしかし依然婚姻を維持擁護している段階で、そこから外れる生き方をすれば当然制度的不利益とリスクを伴うわけで、多様な人の参入によってそれを予期しないまま結果を引き受けなければならない人が増えてくるのである。フェミニズムの問題提起が、必ずしも確信的に意図したのではない諸現象がもたらされるともいえる。

7 十代の望まない妊娠

その最大の問題となっているのは十代の少女の妊娠である。アメリカや、ニュージーランド、ヨーロッパ、特にイギリスでは大きな社会問題になっている。多くの場合それらは望まない妊娠であって、そこから派生する諸問題は、個人の生き方の自由とってはすまない質と量に及んでいる。

ちなみに日本に於いては、二十歳未満の女性千人あたりの出産率は長らく4前後であるが、母親が未婚である十五歳から十九歳までの出産数でみると増加傾向が見られる。厚生省「人口動態統計」によると、一九七五年に八二五件、一九八五年に一五八一件、一九九八年に二三九七件と、ここ二十余年の間に件数で2.9倍になっている。高校進学率が上昇し、全体的に少子化傾向がある中で、この増加率はやはり顕著であるといえる。

西側先進国と言われる国の中で、しかしこの数字は極端に低い部類に入る。十五歳から十九歳までの女性千人あたりの出産率で見ると、アメリカは減少傾向にあるもの一九九五年で全国平均で約56.8、イングランドでは約23となっている。欧州で今は一桁の数字になっているところでも一九六〇年代から一九七〇年代には20から40という数字を経験しているところが多い。出産件数では、一九九七年のイングランドで約九万件、アメリカでは年間百万件の妊娠と五十一万二千件以上の出産がある。カリフォルニア州だけで八分毎にティーンエイジャーが子どもを産んでいると言われる。

いくら日本の数字が上昇傾向にあるとはいっても、これらの比ではない。

十代の妊娠が社会問題として注目されるのは、さまざまな他の問題とリンクしがちだからだ。まず第一に、貧困である。少女たちに貧困家庭の出身者が多いというだけでなく、出産のため学業の中断を余儀なくされ、無資格で社会にでなければならないことの結果として社会的貧困層を作りやすいことがある。⁶

第二に、したがって経済的自立が困難であるために福祉に依存せざるを得ず、福祉制度を維持する経費の増加を招く。中には積極的な人生設計への意欲が削がれ福祉に安易に依存するケースも生じる。その安易を生じさせる福祉制度の存続自体も論争点ともなった。

第三に、若年犯罪との関連である。統計的に女子に限らず十代の妊娠出産が若年犯罪数と相関を持つことが指摘され、ドラッグ問題をも含めて犯罪防止の面から問題にされる。

第四に、生まれてくる子供の成育環境の問題である。概して、親となる少年少女が置かれている環境が良好でないために、生まれてくる子どもたちの多くが劣悪な生育環境におかれ易い。それが貧困、犯罪の再生産等の悪循環を生じさせるという懸念である。

この、十代の少女の妊娠という問題は、フェミニズムその他ラディカルな社会批判運動、その流れの一環である性行動の自由化、性モラルの自由化を通過した国の多くがその副産物として格闘している。

8 社会政策としての性教育

この副産物に対する認識と評価はしかし慎重にしなければならない。一九六〇年代からの自由主義的、ラディカルな社会運動から生じた副産物だからといって、その運動自体の意味は否定されるものではないし、その運動が必要とされた背景にある差別的、非民主的な諸問題が免罪されるわけでもない。

確認すべきは、その副産物の理解には左右勢力が互いを批判し合うような旧来の政治的枠組みが使えないことだ。政治的陣営毎に主張と見解が決まっているという前提をもってしては状況を読むことも、リアルな説明することもできない。左翼の主張、右翼の主張、進歩派の見解、保守派の見解という明確な分類もできなくなっている。

教育に於いて、この副産物とその周辺情況に現実的直接的に対処することを目的とする領域として性教育があり、やはり左右、保革の枠組みが通用しなくなっている。性教育というのは確かに子供の性行動を中心的なケアの対象とする教育であるのだけれど、それに止まらず実は子供の喜怒哀楽を含めた身体、従ってその子の生活行動全般を統御ないしはサポートする事を目的とする教育である。これが必要とされているのは子供の心身の充足の質が大事にされなければならないからだけでなく、その質が社会の質をも左右するからである。いってみれば政策立案にとって不可欠で“魅力的”な領域なのである。だからこそ対抗監視勢力を惹起してきた。このいかにもイデオロギ

一対立を与件としていた領域が、左右、保革の枠組みの無効を示しはじめているのである。特にイギリスの性教育義務必修化の流れにその特徴が良く見て取れる。⁷

長らく、家族計画協会 FPA など産児制限運動、フェミニズム運動を支持層として実践が進められてきた性教育が、従って左右、保革の枠組みでいうならば左派、革新勢力を支持母体としてした性教育が、一九八〇年代に入って学校教育の中で義務必修化に向かう。その直接の法制化は一九八六年に始まり、完結したのが一九九四年である。すなわち、強硬な新保守主義政権として知られるサッチャー内閣およびそれに続く保守党内閣の下で起こったできごとである。

性教育を人口政策・社会政策として必要だと考えるようになる政府、世論の理解を得るために過激な性教育実践を次第に後退させる性教育団体、自ら性教育をする力量のない親の増加、そうならざるを得ない社会の急激な変化、そういう中で進歩派を代表した性教育団体と保守党政府が性教育制度化に向けて利害を一致させていく過程がある。ここにあって進歩派性教育団体の FPA が制度化を推進するために引き合いに出す、オランダその他“成功した”性教育の指標は、だから決して性の自由化を実現させたかどうかではなく、十代の少女の妊娠を減少させたかどうか、早すぎる性行動を抑制できたかどうかなのである。また政府が最後まで利害の対立者として対応に苦慮するのが、皮肉なことに性は学校で教えるべきでないとする、同じ保守陣営の道徳派一派だったのである。

この左右、保革の枠組みを無効にする世論動向はアメリカに於いても同様で、なかなか減少しない少女の妊娠に、SIECUS など既成の進歩派組織が実践する避妊を重視する性教育に対して宗教団体を中心に強硬な反対運動が展開されている。しかしその主張は、性教育の禁止ではなく、「結婚まで貞操を守る教育」の積極的な実施であり、民主党の連邦政府も一九九八年度から二〇〇二年度に至るまで毎年五千万ドルをこの「結婚まで貞操を守る教育」の実践に支出することを決めている。⁸積極的に性教育を実施することは進歩派にとどまらぬ関心事で、その中で避妊の徹底という方法を採用するか、貞操を強調するか、方法は違にしても、少女たちの妊娠を減らすこと、安易な性行動を抑制することは、もはや保守派だけの主張ではなく、また SIECUS 内部ですら異論のない緊急の課題になっている。

日本に於いても同様の事態は進行していると思っている。しかし先にも見たように日本の場合は、他の国が苦悩する十代の妊娠出産がそれほど緊急の社会問題になっていないために、性教育といえどごく一般的に、充足する人間関係の形成をめざす全人格的セクシュアリティの教育といったあたりがコアとなり、性被害の防止、性感染症の予防などが短期的目的となっている。もちろん婚姻の秩序維持を目的とした、あからさまな貞操教育を主張するかたちの性教育は主流ではなくなっている。たとえ、性行動の自粛を強調するとしても今は性感染症の予防、自分の人生設計に対する安全保障の観点からである。子どもたちが多様な情報の中にあって、性行動も活発になっているというところが出発点であるところは欧米と同様であり、そういう中であって子どもたちを雑多な性情報の中に放置するのではなく、彼ら彼女らに性に関して「信頼に足る」情報を提供し、自ら情報の取捨選択ができるようにすることを現実的な対処とすることも同様である。だから性を不必要にタブーにしないというところは進歩派も保守派もなく納得するところで、またとりたてて性行動の自由

を推奨したりする事も進歩派においても強調されなくなっている。あえて言えば、小学校段階で性交を教えるべきかどうかについて論争がある程度である。⁹

一九九九年六月に日本の文部省は『学校における性教育の考え方、進め方』という冊子を全国の学校に配布した。小さな囲み記事ではあったが、このことはイギリスの代表的な教育新聞 TES でも紹介されている。文部省が性教育に関する方針をまとめたのは十三年ぶりであり、またこの間の情勢に多少変化があったので、どのような内容のものが出されるのか気になるころであった。しかし特に性感染症問題を強調するわけでなく、他国では必ず言及される同性愛についても触れず、性同一性障害その他次第に目が向けられるようになった事柄を紹介するのでもない。概して消極的な印象を受ける。

あるいは明確な善悪の基準の提示を禁欲している印象だと言ってもよい。フェミニズムが明確に目的と方向を提示できなくなっている状況と重なり、意味深いと思っている。アメリカ、イギリスのように一つでも社会責任の取り方が分かりやすく見れば動きようはあるものの、幸か不幸か日本の場合そうなっていないのでどこにも動けない膠着状態といった観である。買春は悪いことに決まっていると断言された、そういう意味では楽な状況はもうないし、援助交際を悪いことだと明快な理由を付けて言うことは難しい。もしも悪いとする立場を採るならば、説得的な理由はないけれど悪い、自分は反対するという言い方しかできない。しかしとって付けた理由を言うよりは、今の時点では自分の足場の弱さを素直に認める正直な物言いだと思う。もちろんこれで相手が説得できる保障はないし、それならやっても悪くはないだろうという反論が返ってくることも覚悟しなければならぬ。けれど、高飛車に相手を断罪する傲慢に比べれば、随分ましである。膠着状態は次に出るべき言説を醸成していると期待している。

¹ 例えば木村涼子『学校文化とジェンダー』 勁草書房、1999

² 広瀬裕子「男女平等論の批判的再考」岡村達雄編『現代の教育理論』社会評論社 1988

³ 広瀬裕子「平等論で解けないセクシュアリティの地平」『響鳴 No. 4』公教育研究会、1993、Hiroko Hirose 'SEXUALITY : BEYOND THE QUESTION OF EQUALITY - An experimental examination of the nature of social changes -' 『専修人文論集』第 63 号 専修大学学会 1998

⁴ 中西、堀「「ジェンダーと教育」研究の動向と課題」堀執筆部分『教育社会学研究第 61 集特集教育におけるジェンダー』1997、p.89

⁵ *TEENAGE PREGNANCY Presented to Parliament by the Prime Minister by Command of Her Majesty, June 1999, NCHS. Report of Final Natality Statistics, 1995. Monthly Vital Statistics Report, 6/10/97, SIECUS Report, Vol.27 No.6, 1999*

⁶ イギリスのある調査では、十代で母親になる少女は非熟練労働者階層出身が専門職階層出身 10 倍、資格無しで学校を辞めるも者の全国平均は 6.6 パーセントであるのに対して十代で出産した少女の場合 40 パーセント以上が何の資格もなく学校を辞めていた。*TEENAGE PREGNANCY Presented to Parliament by the Prime Minister by Command of Her Majesty, June 1999*

⁷ 詳しくは、広瀬裕子「性教育の制度化と英国 FPA の役割- 避妊の多義性に関わる保革勢力の錯綜-」『社会科学年報』第 34 号 専修大学社会科学研究所 2000

⁸ *SIECUS Report, Vol.27 No.6, 1999*

⁹ 授業の展開上、小学校においても性交を教えるべきだとする“人間と性”教育研究協議会の実践に対して一部強い反対が展開されている。